

IV 福祉事業 4

(公財)日本教育公務員弘済会山口支部

令和7年度 { () 結婚【1万5千円】 } 祝金給付申請書 () 出産【一子につき1万円】

◎福祉事業は教弘保険にご加入いただいている方『会員』を対象としています。
◎結婚か出産か該当の()内に○印を記入してください。

公益財団法人日本教育公務員弘済会山口支部長 様

令和 年 月 日

フリガナ氏名 (申請者)	※すべて自書してください。 (旧姓 ※結婚祝金申請の方のみ)
所属名	(学校名等) 職員コード()
住自宅	(〒 -) (Tel - -)

※結婚・出産を同時に申請される場合は、それぞれ申請書を分けて作成し、申請してください。

振込先	※ ゆうちょ銀行の支店名は、通帳1ページ目下段に記載の「五五八」等です。なお、口座番号は7桁です。「記号番号」とは異なります。 () 銀行 () その他金融機関 () 信金 支店番号 () () 農協 支店名 支店 または 出張所
種別 口座番号	【普通】(貯蓄等不可) 口座番号 <input type="text"/> ※7桁の番号
【ご注意】振込先口座の姓を変更する予定がある場合は、変更した後に申請してください。 (旧姓で申請後に名義を変更されると名義人相違で振込ができません)	
名義人	※カタカナでご記入ください(申請者本人名義)

※ 結婚祝《1万5千円給付》：対象となる年月日 入籍日 令和 年 月 日

※ 出産祝《1万円給付》：対象となるお子様 生年月日 令和 年 月 日

父母ともに『会員』の場合は、それぞれが申請できます。

誕生されたお子様の氏名

- (1) (公財)日教弘山口支部のHPから申請書はダウンロードできますが、すべて自書して山口支部まで提出してください。メール・FAXでの受付は不可です。
- (2) 対象日の翌日以降に申請してください。
- (3) 申請書の受理期間は、対象となる日から **2年以内**です。(令和7年度の事由発生から適用)
- (4) 双子等の場合は、お子様ごとに申請書を作成してください。
- (5) 申請書の受理後、概ね2か月以内に振込みします。
- (6) 婚姻等により改姓・転居された方で保険証券の名義・住所変更の手続きがお済みでない方は、「生命保険料控除証明書」の発行等に支障をきたしますので、至急ジブラルタ生命フリーダイヤル(☎0120-37-9419)へ連絡してください。
- (7) 育児休暇を取得される方は、教弘保険料の給与源泉ができないため、口座振替の手続きが必要となります。当支部またはジブラルタ生命のLCへご連絡をお願いします。
- (8) 個人情報の取扱いについては、当支部のHPをご覧ください。

【申請書提出・お問合せ先】

日教弘山口支部

〒745-0041 周南市戎町 2-3

(公財)日本教育公務員弘済会 山口支部 Tel 0834-21-8083